

新	旧	備考
共同保険の取扱いについて 平成13年4月1日 01 - 制度 - 00062 沿革 (略) <u>平成26年9月24日 一部改正</u>	共同保険の取扱いについて 平成13年4月1日 01-制度-00062 沿革 (略)	
貿易一般保険において、メイン・サブ方式の国際コンソーシアムにおける危険を他の国の保険機関と共同保険の方式により引き受ける場合の取扱いについては、下記の基準により行うものとする。 記 1 共同保険の対象となるメイン・サブ方式の国際コンソーシアムとは、次の条件に該当するものをいう。 (1) 主契約者（メイン・コントラクター）は、最終購入者（バイヤー）との間で契約した輸出契約又は技術提供契約の履行のため、主契約者国及び最終購入者国以外の国の従契約者（サブ・コントラクター）と従契約（サブ・コントラクト）を契約していること。 (2) 従契約の決済期が、主契約者が、最終購入者から代金又は対価を受領する日を基準として設けられていること。 (3) 最終購入者と、従契約者の間には何らの契約関係がないこと。 2 共同保険とは、上記コンソーシアムにおいて主契約者国の貿易保険機関と従契約者国の貿易保険機関が、共同して、それぞれの国の契約者の有する被保険利益の保険引受を行う保険制度とし、本制度により日本貿易保険が保険契約を締結する場合には、次の(1)及び(2)の基準に該当するものについて(3)及び(4)に従い行うものとする。 (1) 我が国と相手国の貿易保険機関との間で共同保険取決めが締結されていること（共同保険取決め締結国：別表参照）。 (2) 共同保険の相手国で付保されることとなる保険の内容がわが国で付保されることとなる<u>普通貿易保険</u>の内容と概ね一致すること。 (3) わが国が主契約者国の場合の扱い イ 主契約者が危険負担する部分を保険価額とする（従契約者が危	貿易一般保険において、メイン・サブ方式の国際コンソーシアムにおける危険を他の国の保険機関と共同保険の方式により引き受ける場合の取扱いについては、下記の基準により行うものとする。 記 1 共同保険の対象となるメイン・サブ方式の国際コンソーシアムとは、次の条件に該当するものをいう。 (1) 主契約者（メイン・コントラクター）は、最終購入者（バイヤー）との間で契約した輸出契約又は技術提供契約の履行のため、主契約者国及び最終購入者国以外の国の従契約者（サブ・コントラクター）と従契約（サブ・コントラクト）を契約していること。 (2) 従契約の決済期が、主契約者が、最終購入者から代金又は対価を受領する日を基準として設けられていること。 (3) 最終購入者と、従契約者の間には何らの契約関係がないこと。 2 共同保険とは、上記コンソーシアムにおいて主契約者国の貿易保険機関と従契約者国の貿易保険機関が、共同して、それぞれの国の契約者の有する被保険利益の保険引受を行う保険制度とし、本制度により日本貿易保険が保険契約を締結する場合には、次の(1)及び(2)の基準に該当するものについて(3)及び(4)に従い行うものとする。 (1) 我が国と相手国の貿易保険機関との間で共同保険取決めが締結されていること（共同保険取決め締結国：別表参照）。 (2) 共同保険の相手国で付保されることとなる保険の内容がわが国で付保されることとなる<u>普通輸出保険又は、輸出代金保険</u>の内容と概ね一致すること。 (3) わが国が主契約者国の場合の扱い イ 主契約者が危険負担する部分を保険価額とする（従契約者が危	

新	旧	備考
險負担する部分は保険の対象外とする。）。 ロ 次の特約を付すこととする。 ① 被保険者は、従契約者との間の契約に変更を加えようとするときは、保険者に通知しなければならない。 ② 保険事故が発生した場合、被保険者は従契約者が危険を負担する部分も含めた契約額全体の回収に努め、回収された金額がある場合は従契約者に帰属する部分を日本貿易保険の指示に従い従契約者又は従契約者国の保険機関に送金しなければならない。 (4) わが国が従契約者国の場合の扱い イ 保険料率は日本貿易保険が別に定める共同保険割増料率を適用することとする。 ロ 支払保証は貨物引渡契約又は貨物等提供契約の相手方及び主契約者の両者について要求するものとする。 ただし、貨物引渡契約又は貨物等提供契約の相手方国についての支払保証は、貨物引渡契約又は貨物等提供契約に係る支払保証がわが国の危険負担部分を包含し、かつ、わが国で定める支払保証についての基準をも満たす場合には、当該支払保証をもって代替させることができるものとする。この場合、輸出契約又は技術提供契約において貨物引渡契約又は貨物等提供契約の相手方から主契約者に支払いがあった後2年未満に当該主契約者が従契約者に支払いを行うこととされている場合の主契約者についての支払保証は、2年未満の支払保証に係る基準を適用することとする。 ハ <u>OECD輸出信用アレンジメント</u>上の対象国は貨物引渡契約又は貨物等提供契約の相手方の国とする。 3 共同保険の保険申込について 共同保険の対象となるコンソーシアムにおいて、主契約者又は従契約者となる者は、当人が被保険者となる<u>普通貿易保険</u>の付保申込みに際して、当コンソーシアムが存在する旨を日本貿易保険に通知しなければならない。	險負担する部分は保険の対象外とする。）。 ロ 次の特約を付すこととする。 ① 被保険者は、従契約者との間の契約に変更を加えようとするときは、保険者に通知しなければならない。 ② 保険事故が発生した場合、被保険者は従契約者が危険を負担する部分も含めた契約額全体の回収に努め、回収された金額がある場合は従契約者に帰属する部分を日本貿易保険の指示に従い従契約者又は従契約者国の保険機関に送金しなければならない。 (4) わが国が従契約者国の場合の扱い イ 保険料率は日本貿易保険が別に定める共同保険割増料率を適用することとする。 ロ 支払保証は貨物引渡契約又は貨物等提供契約の相手方及び主契約者の両者について要求するものとする。 ただし、貨物引渡契約又は貨物等提供契約の相手方国についての支払保証は、貨物引渡契約又は貨物等提供契約に係る支払保証がわが国の危険負担部分を包含し、かつ、わが国で定める支払保証についての基準をも満たす場合には、当該支払保証をもって代替させることができるものとする。この場合、輸出契約又は技術提供契約において貨物引渡契約又は貨物等提供契約の相手方から主契約者に支払いがあった後2年未満に当該主契約者が従契約者に支払いを行うこととされている場合の主契約者についての支払保証は、2年未満の支払保証に係る基準を適用することとする。 ハ <u>OECDの輸出信用ガイドライン</u>上の対象国は貨物引渡契約又は貨物等提供契約の相手方の国とする。 3 共同保険の保険申込について 共同保険の対象となるコンソーシアムにおいて、主契約者又は従契約者となる者は、当人が被保険者となる<u>普通輸出保険又は輸出代金保険</u>の付保申込みに際して、当コンソーシアムが存在する旨を日本貿易保険に通知しなければならない。	

新	旧	備考
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年10月 1 日から実施する。</u>		
別表 （略）	別 表 （略）	